# 天保改革期の貨幣改鋳と大阪両替商

作道洋太郎

- I 問題の所在
- ▼ 天保期の貨幣改鋳
- 新旧両貨の引替えと大阪両替商「十五軒組合」
- ▼ 旧貨の回収と十五軒組合
- V 新貨の交付と十五軒組合
- ▼ 新旧両貨の交換完了と手当銀・諸入用銀・褒美銀の支給
- WI 小約

# T 問 題 の 所 在

老中首座の水野越前守忠邦により、天保12年 (1841) から始められた天保の改革は、周知のように、天保14年の忠邦失脚によって、その改革政治はわずか2年半で終った。この天保改革期において、貨幣改鋳益金が幕府財政に寄与するところが大であったことについては、これまでもに多くの指摘がなされてきた。ところが、その時期における改鋳にともなう新旧両貨の引替えの状況についての研究は殆どみられない。

小稿では,天保改革期の改鋳の基礎過程をなす旧貨の回収と新貨の拡散 の実情を取り上げ,その中枢機関として活躍した大阪両替商連合の「十五

<sup>1</sup> 黒正巌『封建社会の統制と闘争』改造社,1928年,42-43ページ。堀江保蔵「貨幣改鋳」(日本経済史研究所論『日本経済史辞典』上巻,日本評論社,1940年),264ページ。古島敏雄「幕府財政収入の動向と農民収奪の画期」(古島敏雄編『日本経済史大系』第4巻,東京大学出版会,1965年),42-44ページ。作道洋太郎「幕藩体制と通貨問題」(『流通史Ⅰ』山川出版社,1968年),108ページ。

軒組合」の存在とその機能について、鴻池善右衛門家文書により、主要な 2 問題点を明らかにしたい。

# Ⅱ 天保期の貨幣改鋳

天保期における改鋳は、一般に文政期の改鋳とその性格において共通したものとされてきた。とくに幕府財政の危機を打開するために、改鋳益金を確保することにそのねらいがあったものとされる。

まず最初に、天保3年10月に鋳造された天保二朱金(古二朱金)をみるに、これはたしかに文政期の改鋳の傾向を継承したものであった。金含有率は文政一朱金(文政7年7月鋳造)の規定の品位が12.05%であったのにくらべると、天保二朱金は29.33%と改良されているが、規定の量目からみると、文政一朱金0.375匁に対して天保二朱金は0.4375匁にすぎない。

ついで, 天保8年11月に五両判・保字小判・一分判がつくられ, 12月に は保字丁銀・小玉銀・天保一分銀を鋳造・発行した。

その後、11年9月限り、前記の文政一朱金は通用を停止され、ついで13年8月には文政金銀に対する通用停止令が発せられ、天保金銀すなわち五両判・小判・一分判・二朱金(以上一金貨)、丁銀・小玉銀・一分銀(以上一銀貨)による通貨の統一をはかった。それは水野忠邦が12年5月に老中首座となり、天保の改革を実施した時期と重なっていた。そのほか、天保6年6月から銅銭の天保通宝(百文銭)が発行され、9年6月には天保大判(天保吹増大判)がつくられた。

小稿では、このような貨幣の改鋳にともなって生じた新旧両貨の引替え

<sup>2</sup> 文政期の貨幣改鋳と十五軒組合との関連について、筆者はさきに「江戸時代の貨幣改鋳と鴻池両替店」(『バンキング』 第204号、1965年)において、鴻池家文書によって検討した。

<sup>3</sup> 田谷博吉『近世銀座の研究』吉川弘文館,1993年,402-403ページ。

の過程を大阪のばあいについてみていくことにする。

# Ⅲ 新旧両貨の引替えと大阪両替商「十五軒組合」

貨幣の改鋳にともない、新貨の流布をはかり、旧貨の回収を促進するために、大阪町奉行は文政7年2月14日、これまでの金銀引替所(御為替御用方三井組・御為替十人組)のほかに、大阪両替商15名を組織して、「十五軒組合」を結成させた。鴻池善右衛門・米屋平右衛門の両名が中心となり、15名の両替屋が組合をつくり、新貨の受取り――その引替え(拡散・流布)――旧貨の回収――その包み改め――上納――幕府から手当銀の交付、といった一連の新旧両貨の引替えを実施したのであった。

天保の改鋳にさいしても、十五軒組合は引替事業の中心的な役割を果たしたのであった。その状況は天保9年の次記の記録によっても推察することができる。

#### 〔史料 1〕

(天保9年…筆者注)

一 戌九月十一日,東御役所ゟ御呼出し,左之通被仰付候

銅山御用達 (原本1段組…筆者注) 住 友 甚兵衛 鴻池屋善右衛門 加嶋屋久右衛門 加嶋屋作兵衛 代判猪兵衛 米 屋 平右衛門 鴻池屋 新十郎 鴻池屋 他治郎 辰巳屋 弥 吉 代判茂兵衛 代判省兵衛 近江屋 久兵衛 炭 屋 安兵衛 平野屋 五兵衛 嶋屋 市兵衛 近江屋半左衛門 天玉寺屋忠治郎 鴻池屋 庄兵衛 米 屋 喜兵衛

其方共義,此度吹直通用銀,吹立壱歩銀引替御用被仰付候,引替元之義は,江戸表ゟ当御役所え着銀いたすニ付,其度毎割渡下ケ遺候間,引替候通用銀,弐朱銀は,其方共之内,甚兵衛儀は,自分ゟ直、拾五人之分は善右衛門,平右衛門方へ取集,改包之上,当御役所え可差出候,其余引替取扱之儀は,去丙十二月御触渡

<sup>4</sup> 草間直方「三貨図彙」(『日本経済叢書』第28巻,日本経済叢書刊行会,1961年), 517ページ。作道,前掲論文,75ページ。

<sup>5</sup> 鴻池家文書,天保2年8月「吹直金銀引替一件之元帳」(十五軒組合扣写)。

之趣、幷文政之度、古金銀引替方二付、善右衛門外拾四人え申渡候次第相心得可取扱、尤右御触書之通引替差出候持主えは、道法遠近ニ不拘、古文字銀は壱貫目ニ付銀百目ツ、、古式朱銀は百両ニ付金拾両ツ、、通用銀は壱貫目ニ付銀拾匁ツ、、弐朱銀は百両ニ付金壱両ツ、、御手当被下、且又其方共えも引替諸入用として、古文字銀、幷文字銀は百目ニ付銀壱匁、古弐朱銀、幷弐朱銀は壱両ニ付銀八分宛被下候、右御用中基兵衛儀は証拠もの不及差出ニ、尤善右衛門外拾四人は証拠可為差出処、先達で銘、致上納候御用金御下ケ残も有之ニ付、是文別段証拠もの差出候は不及候

右之通,従 江戸御下知ニよりて申渡候条申合,出精可相勤候

これをみると、まず文政期に実施された十五軒組合の制度が踏襲されたことが明らかにされ、ついで「手当銀」として、古文字銀・古二朱銀は引替高の10%、通用銀・二朱銀は1%が幕府から両替屋に交付され、さらに「諸入用銀」として、古文字銀・文字銀は1%、古二朱銀・二朱銀は1.3%(金1両=銀60匁として計算)ずつあたえられるものとしている。

文政の改鋳にさいしては、「諸入用銀」にあたる「被下銀」が銀貨のばあい0.4%, 金貨 (二朱判) のばあい0.3%であったのにくらべると、天保の改鋳期には増額されていることが注目される。

さらに、新旧両貨の引替業務を引請けるには、幕府に対して証拠金を原則として上納することを必要としたわけであるが、住友甚兵衛は「銅山御用達」という特別の地位により、それは不要とされ、鴻池善右衛門以下の15軒の両替屋については、「御用金御下ケ残」があるからという理由で免除されている。

# Ⅳ 旧貨の回収と十五軒組合

改鋳の事業を進行させ、新貨の拡散を促進するためにも、旧貨の回収を 着実に実施して行くことが必要であった。そのため、大阪町奉行は十五軒

<sup>6</sup> 作道,前掲論文,84ページ。

組合の両替屋を呼び出し、その趣旨の徹底を期している。

### 〔史料 2〕

(天保13年…筆者注)

五月八日,東地方御役所ゟ御呼出有之,龍出候処,左之通被仰渡候 引替方え被仰渡

文政小判, 壱分判, 幷古文字, 真字, 艸字弐分判其外, 慶長以来之古金類出進方之儀, 御勘定所ゟ被仰趣候間, 猶又引替方此上精、捗取候樣厚く心掛可申候, 尤西国, 中国, 四国筋之儀は, 今度別紙之通夫、領主, 地頭, 役人, 用達等え, 御達有之候間, 右領主限取集高申立候節、及沙汰候ハ、, 兼で御差登元金之内を以, 取集高七分通之代金御役所えず差出候, 其所ニおゐで引替, 追て取集高不残御役所え差出候節, 引替方え可相渡間, 怔合改之上, 残三分通之代り金ニ御触面通之引替雜費, 手当金とも相添可差出候

一 西国,中国,四国筋,慶長以来之古金類は取集次第差登筈ニ候間,其節金位ニ 応し御触面通之代り金可差出候

右之通,遠国迄えも御達有之儀ニ付,当表并摂河播御支配国之向は,猶又出進方 捗取候様,一際出精可相励候,尤市中両替屋共えも,聊たりとも手元ニ不溜置, 都度と引替所え可差出旨申渡候間,弥差滞無之様可引替候

### 〔史料 3〕

# 諸屋敷方へ

### 演 舌 書

今度御達被下候文政小判,を分判,幷古文字,真字,草字式分判共, 引替 方之 儀,御領分限取集高被申立候節,代リ金不残被相渡候ては,自然取集之内ニ怔合 不宜, 金類入交有之節, 差支候ニ付, 最初集高被申立候節,代リ金七分通被相 渡,其所おゐて,右割合を以,引替金相渡置,取集高は不残可被差登,怔合改之上,残三分通リ之代リ金,御触面通之雜費,手当金ヲ添,御渡可被申事

一 慶長以来之古金類は、取集被差登候上、其金位ニ応し、御触面通之代り金可被 相渡事

### 〔史料 4〕

# 諸家様え被仰渡

文政小判, 壱分判引替方之儀, 近頃諸向引替差出方抄取木中, 右は頓亡通用停止 も可被 仰出儀立候間,御領分在町金銀取引いたし候はは,勿論其外所持之ものは, 最寄引替所え差出可引替旨, 尤其所ニて重立候者共も厚世話いたし, 右金, 幷古

<sup>7</sup> 鴻池家文書,天保13年1月「吹直金銀引替一件之元帳」(十五軒組合)。以下,と くに出典を注記していない引用史料は同元帳による。

文字,真字,草字弐分判共,此上引替差出方排取候樣可被申渡旨,水野越前守殿被仰渡候段,去×子八月,御勘定所ゟ申達候趣も有之処,今以西国,中国,四国筋、は,引替渡候者有之由,全当表引替所え差越候,遠路往返之雜費を厭,出進方不抄取やニ相聞候間,領主,地頭ニて一際被致世話,右金類幷慶長以来之古金類等不貯置樣,其所ニて重立候もの厚心掛,在町共軒別ニ取調,所持之者有之候ハ、,領主,地頭え取集置,右金高被申立候ハ、,代リ金幷ニ引替諸雜費,手当金共相渡,於領主,地頭引替可相成間,出進方抄取候樣,精、勘弁之上被申渡,引替金之有無共,早、取調,月番之奉行所え可被申聞候,右は青山下野守殿え相達候上申達候

右之御請書認差出候, 相済候 夏

### 〔史料 5〕

#### 乍 恐 口 上

- 一 金銀吹直被為 有候二付,兼て諸家様え願込置候処,漸此節取集相成着仕,并 二此節引替溜り合候二付,左之通奉願上候
  - 一 艸文字銀 四百八拾貫目

右銀高, 御元銀御下ケ渡被成下候ハ、難有奉存候, 右代リ古銀 < 追て 可奉上納候, 作恐此段御聞済被為成下候ハ、難有仕合奉存候, 以上

天保十三年寅五月廿五日

炭 屋 安 兵 衛 米 屋 平右衛門 鴻池屋 善右衛門

御

### 〔史料 6〕

覚

-	弐朱銀 艸文銀	弐百両 三百五拾目	鴻		善
	弐朱銀	百五拾両	米		平
	艸文銀	五拾貫目	鴻	善	<b>Б</b> .
_	弐朱銀 艸文銀	弐千百五拾両 百貫目	近		半

メ 弐朱銀 弐千五百戸 銀 五百貫目

寅六月廿四日 別願

文言,前同断

#### 〔史料 7〕

#### ロトラ覚

古金銀引替取扱御用,従 御公儀様被為 仰付候ニ付,是迄毎度御願申上置,追 、為御登も有之御座候得共,此度銘、共御召出之上, 御奉行様御直、被為 仰 聞候ニは,従 江戸御表古金銀引替捗取兼候御越被為 仰出,併当地は追、知引

替り有之様ニ候得共,国丶殊ニ西国筋,九州,四国ニは古金銀類多分可有之風聞之趣被仰聞,其御国丶之手続も可有之,早速掛合,今一障捗取可申様被仰渡候間,御国表御領分,幷ニ御城下町人,在所百姓之内ニも御趣意不相弁所持可致者も御座候ハ、,早丶御取集御登し可被成下候様奉願上候,右ニ付決て先キ御所,御名前等不申上,万事私引請速引替,代リ金銀御渡し可申上候,若員数多分御座候ハ、以前被仰下,其心得可仕候,無御危踏御登し被成下候,其節歩増相渡御渡し可申上候,且御触面之通は御承知之御義御座候得共,隠置追て於有知は,從御公儀様御沙汰相成候ては私共迄も迷惑仕候間,此度御厳重ニ御取調被為成下,急ニ御取集御登し可被成下候ハ、御公儀様え於私共も御趣意相叶,出精ニ相成,重畳難有仕合奉存候間,早丶宣御執斗偏ニ奉願上候,此段書附ヲ以奉申上候,以上

 鴻池善右衛門

### 〔史料 8〕

古金銀引替二付,增步左之通御渡申候事

_	真字小判 同 壱歩判	百両ニ付 拾両宛
-	同 弐歩判	百両ニ付 壱 両
-	艸文小判 同 弐歩判 同 壱歩判	百両ニ付 壱両宛
_	古弐朱判	百両ニ付 拾 両
_	新弐朱判	百両ニ付 壱 両
	古文銀	壱貫目ニ付 百 目
_	新文銀	壱貫目ニ付 拾 匁
	以 上	

### 〔史料 9〕

### 乍 恐 口 上

一 金銀御吹直被為在候ニ付,兼て諸家様え願込置候処,到着仕,并此節引替溜合 候ニ付,左之通奉願上候

	古弐朱銀	四百両
_	新弐朱銀	千六百両
	真文字銀	五貫目
	艸文字銀	四百五貫目

右銀高, 御元帳御下ケ渡被為成下候ハ、難有奉存候, 右代り古銀は, 追て可奉上 納候, 乍恐此段御聞済被為成下候ハ、難有奉存候, 以上

天保十三寅年八月八日

引替方之内

(原本1段組)

近江屋半左衛門

平野屋 五兵衛

炭 屋 安兵衛

米 屋 平太郎 代判平左衛門

加嶋屋久右衛門

鴻池屋善右衛門

〔史料 10〕

### 乍 恐 口 上

一 金銀御吹直被為有候ニ付,兼て諸家様願込置候処,取集相成,到着仕,此節引 替溜り合候ニ付,左之通奉願上候

一 古弐朱銀

三百両

一 新弐朱銀

六千三百两

一真文銀

弐拾七貫目

一 草文銀

弐千九百三拾八貫目

×

右銀高、御元銀御下ケ渡被為成下候ハ、難有奉存候、右代リ古銀は追て可奉返上納候、乍恐此段御聞済被為成下候ハ、難有奉存候、以上

天保十三寅年八月

(原本1段組)

近江屋半左衛門 鴻池屋 庄兵衛

米 屋 喜兵衛

平野屋 五兵衛

鳴 屋 市兵衛 炭 屋 安兵衛

近江屋 休兵衛

辰巳屋 弥 吉 代判 省兵衛

鴻池屋 新十郎

· 屋 平太郎

鴻池屋善右衛門

御

〔史料2〕によれば、大阪東町奉行では、徳川幕閣の勘定奉行からの指令にもとづいて、大阪両替店に対して旧貨の回収に協力を要請している。 西国・中国・四国の西日本諸地域からの回収にさいしては、回収された旧

<sup>8 18</sup>日と書かれた上に白紙がはり紙されている。

貨の7割をまず上納し、ついで残額の3割が納付される。そのとき、規定の「引替雑費」および「手当銀」が交付された。大阪および畿内の摂津・河内・播磨についても、新旧両貨の交換を促進させ、また大阪市中の両替屋は手元に回収した旧貨を滞留させておかず、その都度引替所に差し出すよう命じている。〔史料3〕は、新旧両貨の引替えに関する諸大名宛ての趣意書であり、内容的には〔史料2〕と同一のものである。

〔史料4〕によると、文政小判・一分判はその回収を促進するために通用は停止され、すみやかに旧貨を回収することを目的として、西国・中国・四国筋では、各地において、在方・町方ともに、軒別に取調べを行ない、新旧両貨の引替えを実施すべきものとしていることは注目される。

「史料5」によれば、諸大名からの旧貨回収高が草文銀480貫目に達したので、炭安・米平・鴻善の3両替屋が代表となり、新貨の交付を当局に申請し、旧貨はのちほど上納することとしている。「史料6」も同種のもので、旧貨の二朱銀・草文銀の回収状況が明らかにされている。

「史料7」は、鴻池善右衛門から岡山藩・広島藩・徳島藩・高知藩・柳川藩の各当局に宛て差し出されたもので、「西国筋・九州・四国には古金銀がまだ相当使われているという風聞があるから」という理由で、新旧両貨の引替えをいっそう促進するようにとの幕府当局の意向を伝えている。このなかで、旧貨と新貨とのあいだに、「歩増」をつけるという措置が講じられていることは注意を要する。「史料8」には、その「増歩」の割合が示されており、貨幣の種類によって、10%のプレミアムがつけられるばあいと、1%のばあいとがみられる。

〔史料 9〕・〔史料10〕は、ともに前記の〔史料 5〕・〔史料 6〕とおなじように、旧貨回収の実情が明らかにされており、十五軒組合の両替屋からは、新貨の交付が申請されている。

# V 新貨の交付と十五軒組合

両替商による旧貨の回収と相俟って、当然必要なことは新貨の円滑な供給が幕府当局によって果されることであった。若し、江戸からの新貨の回送が順調に行かぬときには、両替屋は手元資金に窮し、改鋳にともなう新旧両貨の引替えは遅滞することになる。

### 〔史料 11〕

乍 恐 口 上

一 弐 朱 銀

八千両

合 五万千両

右之員数, 諸家様ゟ゙到着仕候ニ付, 乍恐御用弁ニも可相成やニ奉存候ニ付, 御元新 金到着ニネ拘, 先納差立申度奉存候, 先方え右代リ新金直ニ相渡候申込ニ御座候 得共, 追、手許差支ニ罷在候故, 種、申延, 聊ツ、內渡仕居候仕合ニ付, 何卒御 元新金急ニ御指立ニ相成候様, 御運ひ之程奉願上候, 前書御聞済被下候ハ、為御 替組へ取斗方被仰付被下度, 乍恐此段以書附奉願上候, 以上

天保十四卯年二月

引替方之内惣代

鴻池屋善右衛門

### 御奉行様

右二月十七日,東御役所へ御手当被下,御礼ニ罷出候節,差出し置,此次西御奉 行御留主中故,東御役所ニ西地方御懸り御詰被遊候ニ付,夫と出し置候事,二月 廿五日町店重兵衛,御役所へ御用有之,罷出候処,此程差出し候書附,手元相見 へ不申間,今一応手附差出し可申被申候ニ付,同様願事廿六日又と差出し候事, 松浦様も御渡申上置

### 〔史料 12〕

合 五万千両

右之通,手紙を以,為御替両組へ前以差立方願も遺し置候事

### 二月廿四日

三井組ゟ手紙を以,差立方日割,左之通申参ル,早速廻文を以,銘、懸屋へ納方 申遺ス

二月廿八日差立

壱朱銀 壱万五千両 十人組へ

同 廿九日差立

同 壱万五千両 三井組へ

七十両 鴻四分 手前 s 納 但,廿七日五ツ時差出 八千両 手前分 新

同 晦日差立

新弐朱銀 弐千両 三井組 壱 朱 銀 壱万三千両 三井組

但,廿九日五ツ時差出 内弐千両 手前分 手前 A納 を方両 鴻庄分 ・ ボー

三千両 近半分 米平る納

同三月朔日差立

新弐朱銀 六千両 十人組

但,晦日願差出 内五千両 鴻庄分 手前ゟ納 千 両 手前分 手前ゟ納

右割合,三井へ書附を以,申遺候事

# 〔史料 13〕

乍 恐 口 上

\_\_ 弐朱銀 八千両 壱朱銀 四万三千両

合 五万千両

二月廿七日納 内 壱朱銀 壱万五千両 十人組え 
 同日納

 同日納

 三井組え

 一 弐朱銀
 弐千両

 市大日納
 三井組へ

 二月晦日納

 弐朱銀
 六千両

右は先納差立之分,則日割之通鴻池屋善右衛門,米屋平太郎ゟ三井組,十人組え 相納申候,此段以書附御届奉申上候,已上

天保十四卯年三月

引替方之内惣代 鴻池屋善右衛門

御

全躰納口度 < 御届申上候等二候得共,別願中差出候節,日割皆納之上,御届可申上と御断申上置候二付,如斯

### (史料 14)

### 乍 恐 口 上

- 一 昨十六日,引替方拾五人,月番被為成御召,文字銀,幷ニ弐朱銀,壱朱銀,去 寅十一月ゟ当時治、引替之振合模様奉申上候様被仰付,乍恐左ニ奉申上候
  - 去寅九月、文政度之文字銀、艸字弐歩判、弐朱銀、壱朱銀等、不残通用御停止 被仰出候ニ付,壱朱銀之義も拾五人え引替御用被仰付,則十月十日よ引替相始, 不限, 古金銀出進, 追と手元代リ金ニ差支候ニ付てハ, 引替様種と相願, 追と引 替居候得共、壱朱銀は勿論、文字金銀追と引替溜り合候ニ付、別段御元下ケ等奉 願上候得共、十一月未る十二月始至、弥壱朱銀其外出進引替方差支、市中融通差 障、旁厚御憐愍ヲ以、通用御停止之壱朱銀、当座取溜不差支様、幷ニ弐朱銀、壱 朱銀、古金共、江戸御表え為替金代リ等ニ差下シ候義も御免被成下候ニ付、追さ 融通操廻り難有奉存候所,十二月末る当卯正月ニ至,弥壱朱銀出進,引替方之右 統当惑罷在候所,追と別段御元下ケ保字銀,壱歩銀,丼ニ先納代リ壱歩銀,御 下ケ渡被成下置、其上前書之通難有御免被仰付候ニ付、諸家幷ニ両替屋素人共、 江戸御表え多分差下シ候訳や、旧冬不及見込を以、壱朱銀凡三百万両も可有御座 やと奉申上候得共、前書御赦免之廉、幷ニ買持銭を以て、壱朱銀引替、且御払銀 代金等多分御下ケ波御座候、旁当二月、三月ゟ追と当節迄、 壱朱銀其外引替相 弛, 当月始ゟは壱朱銀引替札等も持参, 延引勝ニ相成申候はは,全前書御憐愍之御 沙汰故と一統難有仕合奉存候,右ニ付市中ハ最早多分引替行届申候義と奉存候得 共、諸家方遠方之向は、尚追、聞込之外、到着二付、此末員数如何可有御座やと 奉存候、尤市中古金銀出方、都で前書之模様御座候得共、私共手元は諸家到着、 金先納ニ願書面之仕合ニ付、未手元は差支罷在候得共、去寅十一月る当時迄之引

替振合高下之模様御尋ニ付,乍恐書付ヲ以奉申上候,以上 天保十四卯年五月十八日 引替方拾五人

月番 加嶋屋久右衛門 痢

西御地方御役人中様

右, 立紙二認候事

〔史料 15〕

乍 恐 口 上

新弐朱銀 壱万五千五百両壱 朱 銀 弐万四千両

合 三万九千五百両

右之員数,諸家様ゟ到着,并引替溜り合候ニ付,乍恐御用弁ニも可相成やニ奉存 候ニ付,御元壱歩銀到着不拘,先納差立申度奉存候,尤代り壱歩銀直ニ相渡申込 ニ御座候え共,追ミ手許差支ニ罷在候故,種ミ申延,聊ツ、内渡住居候任合ニ付。 何卒御元金急ニ御差立ニ相成候様,乍恐御運ひ之程奉願上候,前書御聞済被成下 置候ハ、,御為替組へ取斗方被仰付被下度,乍恐書附を以奉願上候,已上

天保十四卯五月廿五日

引替方之内

惣代月番 加島屋久右衛門

御

# 

×

- 一 弐朱 五千六百両一 弐朱 百 両 加久壱朱 弐千五百両手前 一 弐朱 百 両 加久
  - メ 八千百両 メ

〆 壱万五千両

壱朱 千弐百両

近休 同 八百両 平五

同 八千両 島市

同 五百両 天忠

一 弐朱 千五百両 近半 壱朱 五 千 両

〔史料 16〕

### 乍 恐 口 上

先達てゟ文字銀, 弐朱銀, 壱朱銀引替溜り合, 幷聞込御座候ニ付, 其節御下銀之儀, 別段奉願上, 追、御下ケ被為成下難有奉存候得共, 未古銀類多分御下ケ残。衛座候得は, 兼で引替之儀, 当卯之十月限之御儀ニ付, 私共一同此節銀操六ツケ敷, 時節難渋ニも御座候得共, 手元成丈融通合ヲ以, 精、是迄引替仕, 当時残

り之銀高ニも相成候所,猶又来辰十月迄引替之儀被為仰付候故,当地之者共ハ多分引替参り不申候得共, 他国之国共ハ折、参り候者も有之候得共, 右奉申上候通,多分之御下残有之,私共手元銀操仕兼候ニ付,追て右御下ケ被為成下候迄,銀之方引替之儀,暫相休候儀,作恐奉願上候,乍併右引替人共之内,難跌融通合ニ拘り候者共御座候節ハ,一同申合差支不申様可仕候間,何卒右等之儀,御聞済被為成下候ハ、難有仕合奉存候,前文之次第御座候間,御元下ケ之儀,御運奉願上候,乍恐此段書付ヲ以奉願上候,以上

天保十四卯十一月廿八日

引替人拾五人

惣代月番 平野屋五兵衛

右、杉原半切ニ認メ、地方御役所え差出無印、御掛り朝岡様也

#### (史料 17)

(天保14年…筆者注)

- 極月廿一日朝六ツ半時,西地方ゟ御召ニ付,源三郎罷出候処,内山彦次郎様ゟ 被仰候ニは,先達てゟ,別段御下ヶ相願居候古弐朱,一朱,幷古銀引替溜り合多 分有之,銘、手元差支罷在候趣,度、江戸表へ御運ひニ相成候処,昨夜漸、刻限 付之御状着致,当年納御用金を以て御下ヶ相成候間,先達書上候員数ニて宜候や, 文此頃迄溜り合見込等相調,早、可申出様被仰付候,早速月番島市殿へ申遣ス, 右調書同所ゟ書出ス

	内		訳		
千九百両	手	前	七百両	加	久
三万四千弐百両	加	作	三百両	炭	安
千七百両	米	平	千四百五拾両	鴻氰	紅
三百両	鴻	新	九百両	辰	弥
七百五拾両	近	休	五千弐百両	平	Ŧī.
弐千弐百両	岛	市	壱万千百両	鴻	庄
弐千六百両	米	喜	弐万八百両	近	半
×					

# 一 銀 五千六拾貫目

内 訳

百拾三貫目	手 前	千百三拾貫匁	加	久
千弐百五拾貫匁	加作	弐千百六貫匁	平	Æ
三拾八貫匁	鴻善五	三拾三貫匁	辰	弥
九貫目	近 休	六拾貫匁	炭	安
六拾貫匁	鴻庄	三貫目	米	喜

三貫目 天忠 六拾五貫目 近半

百九拾貫匁 島 市

~

**壱朱** 四万七千四百两 拾五軒見込分

壱軒分凡三千百六拾両余

銀 千七百六拾貫匁 // 見込分 壱軒分凡百拾七貫匁程

「史料11」によれば、諸大名から二朱銀・一朱銀を回収し、その代り銀(新鋳貨幣)を漸次送付しているので、両替屋の手元資金に支障のないよう新貨の回送を引替方惣代の鴻池善右衛門から大阪町奉行に要請している。「史料12」は、「史料11」と同一のばあいのもので、両替店別の旧貨回収状況、鴻池善右衛門・米屋平右衛門の両店から三井組・十人組宛ての旧貨上納状況が示されている。「史料13」にも、「史料12」と同様に旧貨上納の実情が報告されている。

「史料14」によると,天保13年9月にいたり,文政期の文字銀・草字二歩判・二朱銀・一朱銀がすべて通用停止となり,翌10月の10日から引替えが開始され,新鋳の一歩銀(一分銀)が新旧両貨の交換のために交付されることになった。ところが,旧貨の回収にくらべると,新貨の出回りが立ち遅れており,そのため「市中の融通が差障る」という状態を招き,金融市場は逼迫するにいたった。そこで,回収された二朱銀・一朱銀・古金などを江戸に為替金代りに送付する措置がとられ,さらに保字銀・一歩銀などが江戸から回送され,市中に出回るようになったので,大阪市中の金融は緩和された。そのほか,「買持ち銭」をもって一朱銀を引替えるとか,御払銀代金などを下げ渡したので事態はしだいに好転していったことが明らかにされている。

〔史料15〕は、諸大名から回収した旧貨の引替溜り金を「先納」という形で上納し、その代り金として一歩銀が交付されるよう申請したもので、

先納金の内訳が両替屋ごとに記されている。

〔史料16〕も、旧貨回収にともなう新貨の引替準備金に関するもので、 新貨の到着が遅延したばあいには、「手元の銀操りが難しくなる」という 事態が起こり、新旧両貨の引替えも暫時停止せざるをえないことを訴えて いる。

〔史料17〕は、大阪西町奉行の内山彦次郎から、旧貨の二朱銀・一朱銀・古銀の引替え溜りが多くなり、両替屋の手元資金が不足しているであろうことを察知され、両替店別の溜り合の実情の報告が求められた。このとき、溜り合見込額も調査・返答している。

# Ⅵ 新旧両貨の交換完了と手当銀・諸入用銀・褒美銀の支給

さきに述べたように、新旧両貨の引替えが終了すると、その都度、幕府 当局から十五軒組合の両替屋に対して、手当銀ならびに諸入用銀が規定の 割合にしたがって交付されることになる。その交付額は貨幣の種類によっ て異なり、10%ないし1%となっていた。これは両替屋の経営にとって、 それほど重要な収入とはいっけん考えられないが、その交付が予定より遅 れたばあい、両替屋から大阪町奉行に対して速やかに支給されるよう要望 している点をあわせ考えると、その催促はたんに駆け引きというよりも、 両替屋の収入源として重要なものとなっていたことを証明していると推測 される。

### 〔史料 18〕

賞

- 一 銀弐貫六百五拾目 去ル十八日到着,別願代リ草文銀弐百六拾五貫目,御手 当壱貫目ニ付拾欠ツ、
- 一 同弐貫六百五拾目 右同断,諸入用壱貫目ニ付右同
- 一 同 五百目 右同断,真文銀五貫目,御手当壱貫目ニ付百匁ツ、
- 同 五拾目 右同断,諸入用壱貫目ニ付拾目ッ、

- 一金 拾六両 右同断,新弐朱銀千六百両,御手当百両ニ付壱両ツ、
- 一 銀壱貫弐百八拾目 右同断,諸大東百両ニ付八拾目ッ、 此金 弐拾壱両壱分ト 銀五久
- 一 金 四拾両

右同断,古弐朱銀四百両,御手当百両ニ付拾両ツ、

一 銀 三百弐拾目 此金 五両壱分ト 右同断,諸入用百両ニ付八拾目ツ、

〆 銀 五貫八百六拾目

金 八拾弐両弐歩

銀五欠

右内訳

銀 六百目 - 艸文銀引替高六拾貫目分持主へ 同 六百目 - 右同断,諸入用引替主え

× 右 鴻池屋善右衛門分

同 壱貫目 右同断,諸入用引替主へ

同 五 両 古弐朱銀引替高五拾両持主へ

銀四拾目右同断,諸入用引替主へ

此金 弐歩弐朱 銀 弐匁五分

× 右 加鳴屋久右衛門分

銀 弐百目 ・・・・ 神文銀引替高弐拾貫目分持主へ

同 弐百目 右同断,諸入用引替主へ

金 拾 両 新弐朱銀引替高千両分持主へ

銀 八百目 右同断,諸大用引替主へ

此金 拾三両壱分ト 銀五匁

〆 右 炭屋安兵衛分

銀百五拾目 艸文銀拾五貫目分持主へ

同百五拾目 右同断,諸入用引替主へ

右 米屋平太郎分

銀百六拾目 艸文銀引替高拾六貫目分持主へ

同百六拾目 右同断,諸入用引替主へ

同 弐百目 真文銀引替高弐貫目分持主へ

同 弐拾目 右同断,諸入用引替主へ

金 弐 両 新弐朱銀引替高弐百両分持主へ

銀百六拾目 右同断,諸入用引替主へ

此金 弐両弐歩弐朱 銀 弐匁五分

# (付け紙)

金壱両弐分 新弐朱銀 引替高百 五拾両分 持主へ

百弐拾目 右同断, 此金弐両 諸入用 引替主~ 〆 右 平野屋又兵衛分

銀五百四拾目 艸文銀五拾四貫目分持主へ

同五百四拾目 右同断,諸入用引替主へ

同 三百目 真文銀引替高三貫目分持主へ

同 三拾目 右同断,諸入用引替主へ

金三拾五両 古弐朱銀引替高三百五拾両分持主へ

銀弐百八拾目 右同断, 諸入用引替主へ

此金 四両弐歩弐朱 銀 弐匁五分

金弐両弐歩 新弐朱銀引替高弐百五拾両分券主へ

銀 弐百目 右同断,諸入用引替主へ

此金 三両壱歩 銀 五匁

右 近江屋半左衛門分

右被下銀,於 江戸表御請取,当地え為御差登御渡被成下慥請取申候処,仍て如件

天保十三寅年九月

近江屋半左衛門

平野屋 五兵衛

炭 屋 安兵衛

米 屋 平太郎 代判平左衛門

加嶋屋久右衛門

鴻池屋善右衛門

御為替三井組

御用所

〔史料 19〕

賞

一 銀**壱貫四**百目 当月廿七日到着,別願代り艸文銀百四拾貫目,御**手当**壱

貫目ニ付拾匁ツ、

一 同壱貫四百目 右同断,諸入用壱貫目ニ付拾匁ツ、

〆 弐貫八百目

右被下銀,於江戸表御請取,当地え為御差登,御渡被成下慥請取申処,仍て如件

天保十三寅年九月

引替方六人之内惣代

御為替三井組

鴻池屋善右衛門

御用所

〔史料 20〕

乍 恐 口 上

一 銀 弐貫五百目 当月廿七日着,代リ草文銀弐百六拾貫目,上納銀壱貫目

ニ付拾匁宛持主え被下分

一 同 弐貫六百目

右同断, 引替所へ被下分

× 五貫弐百目

右之通,従 江戸御表御差登御坐候ニ付,今日三井組ゟ奉請取,則銘ヾ応上納難 有奉頂戴候,此段御届奉申上候,以上

天保十三寅年九月廿五日

引替方惣代

鴻池屋善右衛門

御奉行様

### 〔史料 21〕

覚

杉原半切認

一 銀五貫弐百目

内 弐貫八百目

鴻池屋善右衛門

**壱貫四百**目 **壱貫四百**目

持主へ百四拾貫目分右同断、引替所へ

×

**弐貫四百**目

米屋平太郎

**壱貫**弐百目

持主へ百弐拾貫目分

**壱貫**弐百目

右同断, 引替所二

×

右ハ被下銀,従 江戸御表御請取,当地へ為御差登御渡し被成下慥請取申候処, 仍て如件

天保十三寅年九月廿九日

御礼手札弐枚,玄関地分

去八月, 別段奉願上候草文銀上納, 応貴教為御手当銀三井組ゟ奉頂戴, 誠二以冥加至極難有仕合奉存候, 右御礼奉申上候

鴻池屋善右衛門 米 屋 平太郎

### 〔史料 22〕

(天保14年11月…鐘者注)

一 先達でゟ三井組へ御手当之義,月番度、及懸合,漸、此頃左之通相渡侯様,月 番平五殿へ申来候ニ付,十一月七日八百源方ニて割符仕侯事 平五,米林,手前

賞

金 三千八百弐拾両弐歩 卯二月十二日ゟ同九月廿三日迄,御手当,諸雑費共

一 同 千五百弐両三歩銀 拾五匁

寅十一月廿五日ゟ卯六月朔日迄, 弐朱銀差立, 手当 諸入用金百両ニ付壱両, 諸入用八拾目之割

合 五千三百廿三両壱歩

内 訳

五百弐拾弐両 一 四百壱両壱歩 鴻 善 一 百九拾三両弐歩 加 久 銀五匁 〆 九百廿三両壱歩 手形ニて受取, 訳書別帳右ク

千百七十両

一 九拾三両壱歩 加 作 一 百三拾八両 米 平 銀五匁 ペ 千弐百両壱歩

メ 千弐百両壱歩 メ 弐百壱両

〆 百五拾七両 〆 弐百九拾九両壱歩

 五拾五両弐歩
 六拾両

 一五両三歩
 辰弥
 一五両三歩
 近休

 銀五匁
 銀五匁

〆 六拾壱両壱歩 〆 六拾五両二歩

百八拾九両 一 五拾壱両壱歩 炭 安 一 七拾九両弐歩 平 五 銀五匁 三拾五両 平 五

✗ 弐百四拾両壱歩
✗ 百拾四両弐歩

一五拾五両弐歩鳴市

百五拾三両 三百五拾壱両 一 拾壱両弐歩弐朱 鴻 庄 一 弐拾七両壱歩 米 喜 銀弐匁五分 銀五匁

〆 百六拾四両弐歩弐朱〆 三百七拾八両壱歩

八拾四両 四百四拾八両弐歩 一 四両弐歩弐朱 天 忠 一 七百三拾壱両弐朱 近 半 銀弐久五分 銀拾弐久五分

右渡し方、夫 と 廻章以,月番平五 ゟ 申来ル,右金高十一月九日,三井組 ゟ 受取, 七月廿九日指立,古銀三百貫目,八月十九日指立,弐朱九千両,此度相渡 リ 不申 ニ付,一応申遣し候処,跡 ゟ 相渡 ス 由 申来 リ 候

右之御礼届,十五日両役所へ袴着ニて名代罷出候事,手札届書等,月番平五殿 & 受持被下候事

御礼ニ東御役所へ罷上り候節、古銀丼壱朱銀、御元下ヶ無之,甚手元差支居,此 程来辰十月迄引替御差延被仰出候・付,御元下ヶ有之候迄,暫時相休度演舌。亡 御願中上候処,其節御聞直ニ相成,又 < 月番呼出し有之,書附を以相願候様被仰 付,左之書附出ス

#### 〔史料 23〕

(天保14年…筆者注)

五月廿五日,東地方 δ 差紙参り,引替方月番加久殿代出勤

月番加久殿ゟ廻状之写

然は東地方御役所を唯今御召出ニ付,罷出候処,御直、御達候義在之候ニ付,引替方一統明廿六日四ツ半時,麻上下用意可罷出候様被仰付候,御主公様へ此段宜敷被仰上可被下候,右ニ付明日四ツ時迄ニ下宿豊門方へ御揃可被成下候,尤御名代ニても麻上下御用意可然奉存候,右早、申上度,如此御座候,已上

五月廿八日

加島屋茂三郎

源三郎当

外拾四軒

手 前	加島久	加 作 代平九郎	米 平 代 <b>勘</b> 助	鴻 新
鴻善五	辰 弥 代判省兵衛	近 休	炭 安 代為助	平 五 代太兵衛
島 市 代小助		鴻 庄 代十兵衛	米 喜	近 半

右,名前書杉原墨紙ニ相認,揃之上,持参差出候事,則被為仰渡候趣意,左ニ 月番加久殿ゟ差出ス置,尤地方へ下宿ニて待合居候内知らせ有之候ハ、 中之口ゟ三月中之間ニて押居ル

其方共儀, 古文字金, 并文政金, 真字, 草字式步判等, 引替御用常、骨折, 别下去寅年之儀, 文政金引替高相進候間, 以後励之ため, 古金引替高二応し, 為御褒美被下之

右之通,従 江戸表被仰下候条,承知いたせ

卯五月

被仰渡後,地方御役所へ出ル,御目録正銀御渡被下候事,被仰渡中も出ル 銀七枚 住 友 甚兵衛 銀七枚 鴻池屋善右衛門 銀弐枚 加島屋久右衛門

<sup>9</sup> この記録につづいて、前掲の〔史料16〕が掲げられている。

同五枚 加島屋作兵衛 同三枚 米屋平太郎 金三歩 鴻池屋新十郎 代判務兵衛 代判平右衛門

同弐枚 鴻池屋善五郎 同三枚 辰巳屋弥吉 同弐枚 近江屋休兵衛 代判省兵衛

同五枚 炭屋安兵衛 同三枚 平野屋五兵衛 同弐枚 島屋市兵衛 同弐枚 鴻池屋庄兵衛 同三枚 米屋喜兵衛 同弐枚 天王寺屋忠次郎 同七枚 近江屋半左衛門 〆

右被仰渡後,一先下宿へ御引取被遊御休足後,御一統手札を以,御礼被仰上候事

東御役筋 東地方 西地方へ 御玄関へ 西様未御出無之故,體出不申候事 ・ 通手札之等 ・ 吹直金引替之儀,骨折二付,依御下知 ・ 御金銀被為 下置,誠以冥加至極,重

住友殿手札へ加へ呉候様御願ニ付差 加ル、余ノ例ハ無之事 住友甚兵衛

~三枚

住友甚兵衛 鴻池屋善右衛門 ゟ 近江屋半左衛門迄 〆拾六人連名

奉書半切ニて認ル

候

畳難有仕合奉存候, 乍恐右御礼奉申上

「史料18」によると,草文銀は「手当銀」・「諸入用銀」ともに1%,真文銀は「手当銀」10%,「諸入用銀」1%,新二朱銀は「手当銀」1%,「諸入用銀」1.3%,古二朱銀は「手当銀」10%,「諸入用銀」1.3%の割合でそれぞれ交付されている。それが鴻池善右衛門はじめ6軒の両替店別に計算され,配分されている。〔史料19〕・〔史料20〕も同種のものである。〔史料18〕・〔史料19〕はともに宛て名は三井組となっているが,〔史料20〕は大阪町奉行に宛てられている。〔史料21〕は,〔史料20〕に関連したもので金額はおなじ銀5貫200目となっており,8月に上納した草文銀に対して翌9月に「手当銀」が三井組から交付されたことが明記されている。

〔史料22〕をみると、このばあい「手当銀」の交付が遅延していたとみえて、十五軒組合の月番はしばしばその交付を催促している。「手当銀」の記載はその総額についで、各両替店別の金額が示されている。さらに、

<sup>10・11</sup> 金1両=銀60匁として計算。

大阪東西両町奉行に「手当銀」交付の礼を述べるために両替店の名代が出掛けて行ったとき、東町奉行所では古銀・一朱銀の元下げが遅れており、両替屋での新旧両貨の引替資金が欠乏してきたので、新貨の元下げがあるまで引替えの業務は停止せざるをえない窮状を訴えている。

〔史料23〕によると、上記のような「手当銀」・「諸入用銀」とは別に、「御褒美」銀が下付されている。これは天保13年において文政金銀の回収が進捗したので、その労をねぎらう意味で、その引替高に応じて、大阪町奉行から大阪両替商に対して褒賞金があたえられたのである。住友・鴻池・近江屋の銀7枚(銀1枚は銀43匁)を最高として、そのほか銀5枚・3枚・2枚・金3歩の各種があった。

# VII 小約 割

全国通用を目的とした幕府貨幣の改鋳とそれにともなう新旧両貨の交換は、いうまでもなく大事業であって、簡単に新貨をもって旧貨に取り替えることはできず、そこに両替屋の登場が必要となってくる。本稿で取り上げた十五軒組合の構成メンバーをなす大阪両替商はしたがって「公儀の両替屋」として、新貨の拡散と旧貨の回収の結節点として重要な役割を果たしたのであった。

大阪両替商は、すでに述べたように、大阪市中の新旧両貨の引替えを行なったのみならず、ひろく中国・四国・九州の西日本各地から旧貨を回収し、それを新貨と引替えたのであって、その点からいっても、当然西日本の諸藩その他における引替事業との関連を追求しなければならない。いっぱう、江戸と大阪との間の金銀貨輸送を取り扱った御為替十人組ならびに三井組の機能についても、金銀座および江戸・大阪の両替商との関係を中心として、さらにみていくことが必要である。小稿では、鴻池家文書によ

り、その引替えの基礎過程を史料にそくして、主要な動きをみてきたが、 残された問題は多い。全国各地における資金の動向のなかに新旧両貨の引 替事業の展開を位置づけて行かなければなるまい。御為替組が金銀貨の輸 送を引請けるにいたったことも、そのような点から解釈を試みることがで きるのではなかろうか。

さきに、文政期の改鋳と引替えに関していえば、新貨の到着・引替え・旧貨の回収・包み改め・旧貨の上納・手当銀の交付という過程が明らかに跡付けられるものとしたが、本稿の主題とした天保改革期のばあいにおいても、そのシェーマが問題なくあてはめられるというわけではない。前述のように、大阪市中や西日本の各地で回収された旧貨は大阪両替商の手元に集められたが、両替商の手元には新貨が欠乏していることが少なくなく、ばあいによっては新旧両貨の引替えさえ停止せざるをえない事態を招いている。新貨の回収に先立って、旧貨の回収が進行していたからである。

江戸時代において,元禄の改鋳を起点としてしばしば繰り返された貨幣の改鋳とそれにともなう引替えの大事業を理解するためには,金銀貨の問題のみならず,各種の問題との関連を考慮して,総合的に改鋳のもつ意味をとらえて行くことが必要とされる。小稿はその問題への接近のためのいわばケース・スタデイにすぎぬものである。

<sup>12</sup> 作道,前掲論文,77-88ページ。